

## 資産運用規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>一般</u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの資産に関わる、運用指針、運用手続等について定め、もって資産の適正且つ効率的な運用に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの資産に関わる、運用指針、運用手続等について定め、もって資産の適正且つ効率的な運用に資することを目的とする。</p>
<p>(理事長の責務)</p> <p>第3条 理事長は年度当初の理事会において前年度の運用実績を報告し、併せて当該年度の運用計画について付議し、その承認を得なければならない。但し承認を得た運用計画が金融、経済または市場環境の変化によりその実施が困難または不適切と判断される場合、理事長は変更後最初に行われる理事会において変更後の計画及び変更理由について付議し、その承認を得なければならない。</p> <p>2. 理事長は<u>次条に定める</u>資産運用委員会を設置した場合には、<u>前項の業務執行にあたって、資産運用委員会から、意見を聴取しなければならない。</u></p>	<p>(理事長の責務)</p> <p>第3条 理事長は年度当初の理事会において前年度の運用実績を報告し、併せて当該年度の運用計画について付議し、その承認を得なければならない。但し承認を得た運用計画が金融、経済または市場環境の変化によりその実施が困難または不適切と判断される場合、理事長は変更後最初に行われる理事会において変更後の計画及び変更理由について報告しなければならない。</p> <p>2. 理事長は資産運用委員会を設置した場合には前項を委任することが出来る。</p>
<p>(資産運用委員会)</p> <p>第4条 理事長は資産運用委員会を設置できる。</p> <p>2. 資産運用委員会は、<u>前条に定める理事長の中長期・年度毎の運用計画の決定、運用状況・結果の報告、決算後の運用評価その他の資産運用に係る業務執行の実施、運用状況について監視し、当該業務執行の著しい懈怠が認められる場合には、理事会に対し、その旨を報告するものとする。</u></p> <p>3. 資産運用委員会のメンバーは、理事3名以上及び資産運用責任者とする。</p> <p>4. メンバーの理事は理事長が指名し、理事会において<u>選定</u>する。</p> <p>5. 資産運用委員会は、オブザーバーとして会員及び外部有識者を募り、意見、助言の聴取を出来る。</p>	<p>(資産運用委員会)</p> <p>第4条 理事長は資産運用委員会を設置できる。</p> <p>2. 資産運用委員会は、中長期の運用計画の決定、年度毎の運用計画の決定、運用状況・結果の報告、決算後の運用評価等につき、理事長の委任により、理事会に責務を負う。</p> <p>3. 資産運用委員会のメンバーは、理事3名以上及び資産運用責任者とする。</p> <p>4. メンバーの理事は理事長が指名し、理事会において選任する。</p> <p>5. 資産運用委員会はメンバーの2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>6. 資産運用委員会はメンバーの理事から互選により委員長1名を選任する。</p> <p>7. 各種審議の議決方法は出席メンバーの過半数の賛成をもって決する。</p> <p>8. 2項及び7項における各種審議、報告等は定められたメーリングリスト宛の電子メールによって行なうことができる。</p> <p>9. 資産運用委員会は、オブザーバーとして会員及び外部有識者を募り、意見、助言の聴取を出来る。</p>
<p>(資産運用責任者)</p> <p>第5条 資産運用責任者は、理事長が指名する。</p> <p>2. <u>各年度の運用計画に基づく、債券の購入等の個別具体的な投資の判断は、資産運用責任者が提案し理事長が決裁する。</u></p>	<p>(資産運用責任者)</p> <p>第5条 資産運用責任者は、理事長が指名する。</p>
<p>附則</p> <p>1 この規程は2004年4月1日から施行する。</p> <p>2 2013年5月15日付の改正は、2013年5月15日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この規程は2004年4月1日 から施行する。</p>